

軽度者に対する福祉用具貸与について

(制度)

介護保険制度では、要支援1又は要支援2及び要介護1の者（ただし自動排泄処理装置については要介護2，要介護3の者を含む。）（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費については、その状態像からみて使用が想定しにくい品目について原則算定できません。ただし、厚生労働大臣が定める者の状態像（※）に該当する者については、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能です。

必要に応じて、大竹市へ書類を提出してください。

※厚生労働大臣が定める特定の状態像

- （1）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイ¹に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- （2）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態変化）
- （3）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全，心疾患による心不全，嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

¹第95号告示第25号のイに該当するかどうかは次項のQ1を参考にしてください。

Q1 どのような場合に手続きをするのですか？

A1 下記のとおり、基本調査結果で判断できず、手続きが必要な場合に限り書類を提出してください。

福祉用具の種目	第95号告示第25号のイに定める状態像の者	例外給付可否の判断基準	
		基本調査結果が下記に該当すれば給付可 (この場合、大竹市への書類提出は不要)	基本調査結果で判断できない場合
ア 車いす・車いす付属品 ※次のいずれかに該当する者	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
	(2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	-	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断すれば可
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品 ※次のいずれかに該当する者	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
ウ 床ずれ防止用具・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
エ 認知症老人徘徊感知機器 ※次のいずれにも該当する者	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 意見を他者に伝達できる」以外 又は、 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は、 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ※次のいずれかに該当する者	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	-	サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断すれば可
カ 自動排泄処理装置(尿のみを吸引するものを除く) ※次のいずれかに該当する者	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可、
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」	大竹市へ書類等を提出し、承認を得れば算定可

Q 2 何を提出したらよいのですか？

- A 2 提出する書類は下記のとおりです。
- ・軽度者に係る福祉用具貸与に関する確認申請書
 - ・サービス担当者会議の要点
 - ・(必要に応じて) 医師の所見が確認できる資料

Q 3 書類はいつまでに提出したらよいのですか？

- A 3 原則として利用開始前に提出してください。ただし、利用開始前に書類を提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ保険介護課介護高齢者係に電話等で連絡をしてください。

Q 4 保険給付の貸与開始の時期はいつですか？

- A 4 保険給付適用となるのは、原則として市が承認を行った日以降になります。

Q 5 一度承認されれば、ずっと貸与を受けることはできますか？

- A 5 認定期間が終了すると、再度手続きが必要になります。更新等により新たに軽度者として認定され、引き続き貸与が必要であれば書類を提出してください。

Q 6 介護認定を申請中のため、軽度者に該当するか不明です。その場合はどうすればよいのですか？

- A 6 医学的所見による状況の判断と、サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行ったうえでの暫定ケアプランによる申請であれば書類の提出は可能です。

なお、貸与にあたっては認定決定前（要介護度が未確定）であるため、利用者に対し自費負担の可能性を説明したうえで行ってください。

Q 7 要介護 2 を見込んで、暫定で特殊寝台の利用をする予定ですが、要介護 1 が出る可能性もある場合にはどうすればよいのですか？

A 7 確認申請書等の書類を提出してください。見込み違いにより一連の手続きを行っていない場合、原則として市が確認を行った日より前の利用については給付対象となりません。ただし、確認申請書等の書類をすみやかに提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、保険介護課介護高齢者係に電話等で連絡をしてください。

Q 8 医師の診断書は必要ですか？

A 8 医師の医学的な所見について、主治医意見書に記載のない場合は、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した医師の所見の確認できる資料を添付してください。